

プライスウォーターハウスクーパース

『移転価格文書義務化規程』公布セミナー

石龍会場 : 2009年3月6日(金)午後1時

拝啓 貴社益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。平素より弊社プライスウォーターハウスクーパースへの多大なご支援を賜りまして誠に有難うございます。

2009年1月9日、国家税務総局より、移転価格文書義務化規程を含む通達(特別納税調整管理規程)が公布されました。当該規程により、年間の関連企業間取引が一定金額以上の企業に対して、2008年度分より移転価格文書の作成が義務付けられました。また、全ての企業に対して、企業所得税確定申告書別表である「関連企業間取引報告表」の提出を通じて、移転価格算定方法の記載を含む詳細な関連企業間取引に係る情報の開示が求められるようになりました。

つきましては、本セミナーでは、日系企業の皆様に非常に重要な影響を与える本規程の重要なポイントを改正点を中心に解説するとともに、移転価格文書の作成や「関連企業間取引報告表」の記載にあたり留意すべきポイントを、日本及び中国において移転価格調査への対応経験を有する講師により、調査事例などを交えながら簡潔に解説したいと存じます。

今回のセミナーは、同テーマについて午後1時より日本語によるセッション、午後3時より中国語によるセッションと二つのセッションに分けて開催いたします。ご参加いただく方のご希望の言語によるセッションをお選びください。

日本のみならず中国においてもますます強化されていく移転価格税制において、皆様が事前にそのリスクを低減させていくことに、本セミナーが少しでもお役に立てれば幸いに存じます。

参加ご希望の方は添付申込書にご希望の日時・会場を含む必要事項をご記入の上、ファックスもしくはメールにてお申し込みください。

なお、セミナー当日ご参加がいただけない場合には、別途ご予約をいただくことにより弊事務所内において無料個別相談をさせていただきます。こちらにつきましても添付の申込書にご希望の日時をご記入の上お申込みいただけましたら、後日日程調整のご連絡をさせていただきます。

敬具

2009年2月
プライスウォーターハウスクーパース
日系企業事業開発部華南統括パートナー 柴 良充

1. 開催日時 **2009年3月6日(金)**
- 日本語によるセッション 午後1時より(受付開始午後12:30から)
- 中国語によるセッション 午後3時より(受付開始午後2:30から)
2. 費用 無料 (席に限りがございますので、先着順とさせていただきます)
3. 内容
- ①公布された規程の解説(1時間)**
- 規程の重要ポイント
 - 規程への対策
- ②Q&Aセッション(30分)**
- 規程の適用における疑問点
4. 講演者 プライスウォーターハウスクーパース会計事務所
- 日本国公認会計士 柴 良充(香港事務所)
- 日本国税理士 田中 俊秀(深圳事務所)
5. 開催地 会場: 東莞石龍金凱悦大酒店
住所: 東莞市石龍鎮莞龍公路西湖路段
電話: 86-755-8261-8348

6. 地図



参加お申込書

To : PricewaterhouseCoopers -香港事務所
Fax Number : 852-2521-5797
Email Address: hiroshi.x.terada@hk.pwc.com
Attention : Ada Li

※なお、セミナーについて事前にお問合せがある場合は以下のいずれかの担当者までお問い合わせ下さい。

田中 俊秀 電話番号:0755-8261-8106 Email:toshihide.t.tanaka@hk.pwc.com

下記に参加ご希望状況をご記入下さい

3月6日(金)石龍

日本語によるセッション希望 _____名出席

中国語によるセッション希望 _____名出席

* 貴社名(英文社名もあわせてご記入下さい)

貴社名:

貴社英文名:

Email アドレス:

お電話番号:

* 参加される方の御芳名(ローマ字もあわせてご記入下さい)

個別相談ご希望日時 _____ 月 _____ 日 _____ 時 _____ 分

ご質問事項がございましたら、以下にご記入ください。時間の許す限り、当日の講演においてご説明させていただきます。なお、当日中にお答えできなかった場合は、後日こちらからご連絡させていただきます。

1	
---	--